

# 学力向上の秘策となるか ～中学校へのエアコン設置～

近年の猛暑を背景に、全国で公立小中学校等へのエアコン設置が進められています。国の調査によると、平成29年4月時点の全国の設置率は41・7%で、3年前から11・8ポイント増えています。一方、本市の設置率は28年12月1日時点で21・6%と、全国平均を大きく下回っています。

**問** エアコン設置による効果と予算規模について聞く。

**答** 本市の公立小中学校等では、夏休みを中心に校内で長時間の加力補習授業を行っていることもあり、エアコン設置によって児童生徒が勉学に集中できるようにすることで、学力の向上に効果があると考え、先行整備費用の概算として、先行

して設置予定の中学校と義務教育学校の353教室については、機器の設置に約7億9千万円、受変電設備等の改修に約5億3千万円、また、小学校の835教室には機器の設置に約18億7千万円がそれぞれ必要になる見込みである。

こうした中、平成27年12月に発出された国からの「多様なPPP／PFI手法導入を優先的に検討するための指針」の通知を受けて、本市では、29年9月に同手法の導入検討規程を設けており、今後、条件に当てはまる公共施設の整備においては、同手法の導入を優先的に検討することになります。

**問** PPP／PFI手法の導入における留意点について聞く。

**答** PPP／PFI手法の導入における留意点について聞く。

**答** 同手法の特徴として、公共施設の設計や建設、維持管理等の業務を一括発注できることや、民間活力の導入によって低廉で良質な市民サービスの提供につながる事が挙げられる。

一方で、事業期間が長期にわたることから、期間中の事故や災害、経済情勢の変化等の予測が困難であり、導入の検討に際しては、事業者との綿密なリスク分担の設定が必要になる。

同手法の導入については事業者の提案も踏まえて検討するべきと考えており、大学関係者や事業者、金融機関等の代表者も参加する高知県・高知市連携PPP／PFI地域プラットフォームを立ち上げ、同手法のノウハウの共有や習得及び関係者間のネットワークの構築を図っていく。

**問** エアコン設置におけるPPP／PFI手法の導入について

## 休憩室



県下唯一の市立高校の高知商業高等学校は、県下で「市商」の愛称で親しまれています。

この市商が、来年創立120周年を迎えます。明治31（1898）年5月、高知市帯屋町に簡易商業学校として開校し、昭和23年に高知商業高等学校に改称。その後、昭和45年に現在の高知市大谷に新築・移転されま

した。市商といえば思い出すのが高校野球という方も多いのではないのでしょうか。今日までたくさんプロ野球選手を輩出した野球部も、来年創部100周年を迎えます。

また「市商祭」は、文化祭の部と体育祭の部に分けて行われます。市商の体育祭といえば伝統の「全体応援」。一糸乱れぬ掛け声と体全体を使った手拍子は、知る人ぞ知る白熱した見応

えのあるものです。文化祭では今年、路面電車で市商祭をPRするイルミネーション電車が運行されました。また、生徒や保護者も参加する約40の店で、市商が学校建設に取り組んでいるラオスの物産をはじめ、食品や地場産品等を販売しています。長い歴史と伝統を持つ市商の今後の発展と、生徒一人一人の今後の活躍を願って紹介させていただきます。（議会広報委員 大久保尊司）

て、今後の方針を聞く。

コン設置に向けた調査費等の予算化を見送っているが、今後、庁内の関係課が連携し、PFI方式の導入可能性も含め、幅広く協議・検討を重ねていく。

## 市町村の森林整備に安定的財源を

森林整備の推進は、地球温暖化防止等さまざまな恩恵を国民にもたらしますが、森林現場には森林所有者の特定困難や担い手不足等多くの課題があるため、国は、森林整備等の財源として森林環境税（仮称）の導入を検討しており、平成29年度与党税制改正大綱において、平成30年度税制改正で結論を得るとの方針が決定しています。

税収の配分方法や使い道、税率などの詳細は現段階では決定していませんが、全国市長会では、市町村の役割に応じた継続的かつ安定的な財源確保の仕組みとすることなどが決議され、全国知事会では、都道府県にも一部配分すべきと提言されています。

また、高知県を含む37府県で既に独自の森林関連課税を導入しており、二重課税との懸念があることから、9月定例会で質疑があり、閉会日には次の意見書を賛成多数で可決し、国に提出しました。

### 森林環境税（仮称）の創設等を求める意見書（要旨）



わが国の地球温暖化対策としての温室効果ガス削減目標を達成するためには、森林吸収源対策の推進が不可欠だが、森林を多く抱える本市等山村地域の市町村においては、森林吸収源対策等の主体的取り組みが求められている一方で、そのための恒久的、安定的な財源が大幅に不足している。

よって、平成30年度税制改正議論が本格化するに当たり、次の3点の実現を政府に強く求める。

- ①関係市町村が森林・林業・山村対策を恒久的に実施するための財源となる森林環境税（仮称）を早期に創設すること。
- ②本県をはじめ37府県が独自に導入している同様の税制との整合性を図り、二重課税との指摘を払拭する制度を設計すること。
- ③森林環境税（仮称）は、森林所有者や森林組合などと連携して実際の森林整備を実施する市町村に配分すること。